

国民健康保険と

後期高齢者医療

※資格確認書や制度変更などのお知らせです

●資格確認書等の交付

国民健康保険

現在交付済みの資格確認書（あわみどり色）の有効期限は7月31日(金)です。
8月から使用する「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の詳細は以下のとおりです。



- ▶**交付対象** マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードへ健康保険証利用登録がお済みでない方
- ▶**交付時期など** 7月末までに特定記録郵便でお届けします。届いた方は裏面に住所を必ず記入してください。資格確認書を医療機関などの窓口へ提示することで、これまでどおり受診できます。
※69歳の方の資格確認書の有効期限は誕生月の月末（1日生まれの場合は誕生日の前日）まで、74歳の方の資格確認書の有効期限は誕生日の前日までです。有効期限後の資格確認書は、誕生月の前月中に郵送予定です



資格情報のお知らせ

- ▶**交付対象** マイナンバーカードへ健康保険証利用登録がお済みの方（マイナ保険証をお持ちの方）
- ▶**交付時期など** 7月末までに普通郵便でお届けします。届いた方はマイナ保険証で医療機関などを受診してください。（資格情報のお知らせのみでは受診できません）
※70歳となった後に使用する資格情報のお知らせは、誕生月の月末（1日生まれの場合は誕生日の前月末）までに郵送します

●限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

マイナ保険証を利用される方は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新は不要です。

- 限度額適用認定証** 窓口の支払いを自己負担限度額までとするもの
- 標準負担額減額認定証** 入院時の食事代を減額するもの（住民税非課税の世帯に該当する方が対象）

国民健康保険

マイナ保険証をお持ちでない方は各認定証を医療機関の窓口へ提示することで診療費などの支払いが自己負担限度額までとなります。各認定証は、申請した月の初日から有効です。申請月前の自己負担額や食事代は対象となりませんので、必要な方は早めに申請してください。

▶申請に必要なもの

- マイナ保険証など、国民健康保険の被保険者であることが確認できるもの
- 現在使用している認定証（ある方） ○窓口に来られる方の身分証明書
- 世帯主と対象者のマイナンバーが確認できるもの

問合せ ○国保医療課 Tel.0897-52-1447（国民健康保険） Tel.0897-52-1212（後期高齢者医療制度）
○西部支所 福祉課 Tel.0898-64-2700

後期高齢者医療保険(75歳以上の方など)

現在交付済みの資格確認書（薄桃色）の有効期限は7月31日(金)です。
8月から使用する「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の詳細は以下のとおりです。



- ▶**交付対象** 85歳以上の方、84歳以下でマイナ保険証を普段から利用していない方（または持っていない方）
- ▶**交付時期など** 7月末までに特定記録郵便でお届けします。届いた方は裏面に住所を必ず記入してください。資格確認書を医療機関などの窓口へ提示することで、これまでどおり受診できます。また、申請により資格確認書に限度区分の併記をすることが可能ですので、ご相談ください。（すでに資格確認書に限度区分が併記されている場合、改めての申請は不要）



資格情報のお知らせ

- ▶**交付対象** 84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している方※
- ▶**交付時期など** 7月末までに普通郵便でお届けします。また、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請により資格確認書の交付が可能です。（資格情報のお知らせのみでは医療機関などを受診できません）
※マイナ保険証を普段から利用している方とは、直近1年で6回以上かつ直近3カ月以内に利用実績がある方を指します

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険

令和7年中の所得に基づいて算定した令和8年度の国保税額を、7月中旬に郵送でお知らせします。国保税の詳細については、広報さいじょう8月号でご確認ください。

- ▶**国民健康保険税に一定の滞納がある場合**
- 特別の事情が確認できた場合を除き、医療機関での窓口負担割合が10割に変更されます。なお、保険給付相当分の払戻しを請求することができますが（特別療養費の支給）、国保税の滞納分に充当する場合があります。
- 国保税の滞納解消には、早期の納税相談が重要です。未納のまま放置せず、納税相談窓口（本庁徴収課・西部支所総務市民課）をご利用ください。

後期高齢者医療保険(75歳以上の方など)

令和7年中の所得に基づいて算定した令和8年度の保険料額を、7月中旬に郵送でお知らせします。保険料の決まり方などは広報さいじょう4月号をご確認ください。

- ①**特別徴収(年金からの天引き)**
- ▶**対象** 年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以下の方
※一定の条件に該当する方は、口座振替による納付を選択できます。7月31日(金)までに手続きすると、10月からの年金天引きを中止できます
- ②**普通徴収(納付書または口座振替による納付)**
- ▶**対象** 特別徴収に該当しない方
- ▶**郵送する封筒の色**
- 特別徴収の方、口座振替の手続きがお済みの方…黄色
- 金融機関などの窓口で納付いただく方…ピンク色